

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 令和3年10月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100045 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100031 号

第1 結論

請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年4月1日、喪失年月日を平成27年5月1日に訂正し、平成25年4月から平成26年8月までの標準報酬月額を10万4,000円、同年9月から平成27年4月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成25年4月1日から平成27年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間④におけるその他の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

請求期間①について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年9月16日から平成17年3月30日まで

- ② 平成17年3月30日から平成19年12月30日まで
- ③ 平成20年1月1日から平成25年3月30日まで
- ④ 平成25年4月1日から平成27年5月30日まで
- ⑤ 平成27年6月16日から令和元年5月1日まで
- ⑥ 令和元年5月10日から同年9月1日まで
- ⑦ 令和元年9月13日から令和3年3月10日まで

私は、請求期間①について、H市にあったB社に勤務してI業務に従事し、請求期間②について、C社の社員としてJ市K区にあったL社で勤務してM業務に従事し、請求期間③及び請求期間④については、それぞれD社及びA社の社員としてN事業所で勤務してO業務を担当し、請求期間⑤について、E社の社員としてJ市P区Q地区にあるR事業所で勤務してS業務を担当し、請求期間⑥について、F社の社員としてJ市P区T地区にあるU事業所で勤務してV業務を担当し、請求期間⑦について、G社の社員としてJ市P区にあるW事業所で勤務してX業務を担当していたが、請求期間①から⑦までについて厚生年金保険被保険者の記録がない。請求期間①から⑦までについて厚生年金保険に加入していたと思われる所以、請求期間①から⑦までを厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しないとしても事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間④について、A社から提出された請求者に係る平成25年度から平成27年度までの賃金台帳及び平成25年4月1日から平成27年4月30日までの勤務記録が記載されている作業日報一覧表並びに請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間④のうち、平成25年4月1日から平成27年4月30日までの期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、請求者は労働時間が短く厚生年金保険の加入に該当する者ではなかったことから厚生年金保険の加入の届出を行っていない旨回答している。しかしながら、同社から提出された就業規則及び同社の回答によると、同社における正社員の1日の所定労働時間は7.5時間であり、月の最大労働日数は1か月当たり23日であると確認できるところ、短時間労働者に係る当時の厚生年金保険被保険者の適用の要件であった通常の労働者（以下「通常の労働者」という。）の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3に当たる1日又は1週の労働時間及び1か月の労働日数について、同社における1日の労働時間が5.625時間、1か月の労働日数が17.25日と算出でき、上記賃金台帳及び作業日報一覧表により請求者の1か月における1日当たりの平均労働時間は、請求期間④のうち平成25年11月を除く全ての期間、1か月の労働日数は、請求期間④の全ての期間にお

いて通常の労働者の4分の3を超えていることが確認できることから、請求者は、上記請求者の雇用保険の加入記録等により、請求期間④のうち、平成25年4月1日から平成27年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたことが認められる。

さらに、上記賃金台帳によると、請求者の請求期間④のうち平成25年4月分から平成27年4月分までの期間の給与が支払われていることは確認できるものの、厚生年金保険料（以下「保険料」という。）は控除されていないことが確認できる上、ほかに請求者の請求期間④に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年4月1日、喪失年月日を平成27年5月1日に訂正し、平成25年4月から平成26年8月までの標準報酬月額を10万4,000円、同年9月から平成27年4月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の請求期間④のうち平成25年4月1日から平成27年4月30日までの期間については、上記のとおり、請求期間④の保険料が控除されていないことが確認でき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間④のうち平成27年5月1日から同月30日までの期間については、請求者に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、上記賃金台帳及びA社の回答により当該期間の給与は支払われていないと認められる。

このほか請求者の請求期間④のうち平成27年5月1日から同月30日までの期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④のうち平成27年5月1日から同月30日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間①について、請求者の配偶者の妹は、B社に請求者を紹介したと陳述しており、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことを記憶している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成17年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は同年3月2日に破産手続の開始が決定され、同年10月1日に費用不足による破産手続廃止の決定が確定していることが確認できる上、オンライン記録に

よると、同社の閉鎖事項全部証明書により確認できる元事業主は死亡していることが確認できる。

また、上記閉鎖事項全部証明書により確認できる元役員のうち、オンライン記録により所在が判明した3人に文書照会を行い全員から回答を得たが、請求者に係る請求期間①の資料を保管していると回答した者はいない上、B社の破産管財人は、請求者に係る請求期間①の資料について、保存期間経過のため廃棄しており保管していない旨回答していることから、同社における請求者に係る請求期間①の勤務実態、厚生年金保険の届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求期間①にB社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した上記元役員を除く7人に文書照会を行ったところ、回答のあった3人は、請求者が同社において勤務していたかどうかは分からぬ旨回答していることから、請求者の具体的な勤務実態について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、B社は平成17年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、請求期間①に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、J市は平成24年度分以前の住民税課税基礎資料等は保存期限経過のため発行できない旨回答している上、請求者は、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないことから、請求期間①における給与支給額及び保険料の控除について確認できない。

3 請求期間②について、オンライン記録により請求期間②にC社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した15人に文書照会を行ったところ、回答のあった4人のうち3人は、期間は特定できないものの請求者がC社で勤務していたことを記憶している。

しかしながら、C社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成26年11月26日に解散し、請求期間②当時の事業主は死亡していることが確認できる上、同社解散時の元事業主に文書照会を行ったところ、請求者に係る請求期間②の資料は保管していない旨回答していることに加え、上記閉鎖事項全部証明書により確認できる元役員のうち、オンライン記録により所在が判明した2人に文書照会を行ったが回答は得られなかったことから、同社における請求者に係る請求期間②の勤務実態、厚生年金保険の届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認できない。

また、請求者はC社の社員として給与は同社から支払われたとしているものの、勤務場所がL社であったとし、同社が支払者である源泉徴収票を保有していることから、同社に文書照会を行ったところ、同社は、請求者は平成18年10月4日

から平成 20 年 1 月 15 日までパート社員として勤務していた旨回答している。

さらに、J 市は平成 24 年度分以前の住民税課税基礎資料等は保存期限経過のため発行できない旨回答している上、請求者は、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないことから、請求期間②における給与支給額及び保険料の控除について確認できない。

4 請求期間③について、D 社から提出された平成 20 年から平成 25 年までの賃金台帳、請求者から提出された同社が支払者である平成 20 年分から平成 24 年分までの給与所得の源泉徴収票並びにオンライン記録により、請求期間③の全部又は一部に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、オンライン記録において現住所が J 市で記録されている女性で、同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者及び D 社における直近の標準報酬月額が請求者の給与と同程度の 13 人及び同僚が N 事業所と一緒に勤務したとする 6 人のうち前記 13 人に含まれない 4 人の合計 17 人に文書照会を行ったところ、3 人の回答から、請求者は、請求期間③のうち平成 20 年 11 月から平成 25 年 3 月 30 日まで、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D 社は、請求者は厚生年金保険の加入要件を満たさない短時間労働者であったため厚生年金保険の加入の届出を行っていない旨回答している上、上記平成 20 年の賃金台帳によると入社年月日と給与支給開始年月が符合しておらず、勤務開始年月日が判明しないことから、入社時における請求者の勤務実態が不明である。

また、上記賃金台帳によると、各月の労働日数及び労働時間が記載されていることが確認できることから、各月における請求者の 1 日当たりの労働時間が算出できるものの、D 社は請求期間③当時の就業規則等の資料を保管しておらず、短時間労働者に係る厚生年金保険被保険者の適用の要件であった通常の労働者の 1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 か月の所定労働日数について確認できず、請求者は、請求期間③において同社の厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたかは確認できない。

さらに、D 社は、請求期間③に係る給与から保険料は控除していない旨回答しており、上記賃金台帳によると、請求期間③のうち平成 20 年 1 月から同年 10 月までの期間は給与が支払われたことが確認できず、同年 11 月から平成 25 年 3 月までの期間は給与が支払われたことが確認できるものの、当該給与から社会保険料として雇用保険料のみが控除されており、保険料は控除されていないことが確認できる上、当該賃金台帳による各年の社会保険料の合計額は、請求者から提出された支払者が同社である平成 20 年から平成 24 年までの給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額並びに J 市から提出された平成 25 年度（平成 24 年分）及

び平成 26 年度（平成 25 年分）所得状況等について（回答）の社会保険料控除額にそれぞれ一致していることから、請求期間③において保険料が控除されていたことが確認できない。

5 請求期間⑤について、E 社から提出された平成 27 年から平成 31 年までの源泉徴収簿兼賃金台帳、年金事務所から同社に対して行われた文書照会の回答及び請求者から提出された支払者が同社である平成 27 年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間⑤において期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E 社は、請求者は 1 か月の労働時間が 120 時間を超えない短時間労働者であったため厚生年金保険の加入の届出を行っていない旨回答しており、上記源泉徴収簿兼賃金台帳によると、1 か月の労働時間が 120 時間を超える月は確認できない。

また、E 社は、同社の正社員の労働時間は 1 日 8 時間、1 か月の所定労働日数は 22 日から 24 日である旨回答しており、短時間労働者に係る厚生年金保険被保険者の適用の要件であった通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の 4 分の 3 に当たる 1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 か月の所定労働日数若しくは平成 28 年 10 月 1 日に改正された厚生年金保険法第 12 条に規定された通常の労働者（以下「厚年法改正後の通常の労働者」という。）の所定労働時間及び所定労働日数の 4 分の 3 に当たる 1 週の所定労働時間及び 1 か月の所定労働日数について、同社における 1 日の労働時間は 6 時間、1 週の労働時間は不明であるものの、1 か月の労働日数は 16.5 日から 18 日と算出できるところ、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる請求者の 1 か月の労働時間数及び労働日数から算出できる 1 か月における 1 日当たりの平均労働時間は 6 時間を超える月はなく、1 か月の労働日数について 16 日を超える月は、平成 27 年 7 月から令和元年 5 月までに給与が支払われたことが確認できる 47 か月のうち 9 か月であることから、請求者は、同社において短時間労働者に係る厚生年金保険被保険者の適用の要件を満たしていなかったことが認められる。

さらに、厚年法の改正により厚生年金保険被保険者の適用拡大が行われ、平成 28 年 10 月 1 日以降、1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満の短時間労働者であっても、適用拡大後の一定の要件（以下「適用拡大による被保険者資格要件」という。）に該当する者は被保険者資格を取得することとなったが、上記源泉徴収簿兼賃金台帳によると、同日以降、請求者は、該当すべき要件の 1 つである月額 8 万 8,000 円以上の賃金（時間外手当を除く。）が支給された月がなく、E 社において、被保険者資格を取得していなかったと認められる。

加えて、E 社は、請求期間⑤に係る給与から保険料は控除していない旨回答し

ており、上記源泉徴収簿兼賃金台帳によると、平成 27 年 7 月から令和元年 5 月までに支払われた給与から保険料は控除されていないことが確認できる上、当該源泉徴収簿兼賃金台帳における各年の社会保険料の合計額は、請求者から提出された支払者が同社である平成 27 年分及び平成 28 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額並びに J 市から提出された平成 28 年度（平成 27 年分）から令和 2 年度（令和元年分）までの所得状況等について（回答）の社会保険料控除額にそれぞれ一致していることから、請求期間⑤において保険料が控除されていたことが確認できない。

6 請求期間⑥について、請求者に係る雇用保険の加入記録並びに F 社から提出された 2019 年分賃金台帳及び同年 6 月分から同年 9 月分までのタイムカードにより、請求者は請求期間⑥において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、F 社は、請求者は厚生年金保険に加入する雇用形態ではない短時間労働者であったため厚生年金保険の加入の届出を行っていない旨回答しており、同社から提出された請求者に係る雇用契約書兼雇入通知書によると、1 日の労働時間についてフルタイムが 8 時間のところ、請求者は、5 時間の契約時間である旨の記載が確認できる。

また、F 社は、同社の正社員の 1 か月の労働日数は 22 日、1 日の労働時間が 8 時間であり、1 か月当たりの平均的な労働時間は 176 時間である旨回答しており、短時間労働者に係る厚生年金保険の適用の要件である厚年法改正後の通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の 4 分の 3 に当たる 1 週の所定労働時間及び 1 か月の所定労働日数について、同社における 1 週の労働時間は不明であるものの、1 か月の労働日数は 16.5 日と算出できるところ、上記賃金台帳により確認できる上記要件を超える月はないことから、請求者は、同社において短時間労働者に係る厚生年金保険被保険者の適用の要件を満たしていなかったことが認められる。

さらに、上記賃金台帳によると、請求者は、請求期間⑥において適用拡大による被保険者資格要件の 1 つである月額 8 万 8,000 円以上の賃金が支給された月がなく、請求期間⑥に F 社において、被保険者資格を取得していなかったと認められる。

加えて、F 社は、請求者に係る請求期間⑥の給与から保険料は控除していない旨回答しており、上記賃金台帳によると、同社から支払われた給与から、社会保険料として雇用保険料のみが控除されており、保険料は控除されていないことが確認できる上、当該賃金台帳、E 社から提出された平成 31 年分給与所得に対する源泉徴収簿及び請求者が F 社の次に勤務したとする G 社から提出された平成 31 年度分給与所得の源泉徴収票の社会保険料の合計額は、J 市から提出された令和 2 年度（令和元年分）所得状況等について（回答）の社会保険料控除額に一致

していることから、請求期間⑥において保険料が控除されていたことが確認できない。

また、請求者は、請求期間⑥のうち令和元年6月分の給与明細書を所持しているが、当該給与明細書によると保険料は控除されていないことが確認できる。

7 請求期間⑦について、請求者に係る雇用保険の加入記録並びにG社から提出された労働者名簿、タイムカード、給与明細書及び賃金台帳並びに請求者から提出された支払者が同社である平成31年分の源泉徴収票により、請求者は請求期間⑦のうち令和元年9月13日から令和2年7月30日までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、G社は、請求者は労働時間が正社員の4分の3未満である短時間労働者であったため厚生年金保険の加入の届出を行っていない旨回答している上、同社は、請求者のW事業所におけるシフトは8時から12時まで（4時間勤務）、13時から17時まで（4時間勤務）、8時から17時まで（8時間勤務）の3通りであったが、請求者は週30時間未満の契約を希望したため、実働5時間30分の労働時間で契約した旨回答し、同社から提出された雇用契約書（兼）就業条件明示書及び応募者アンケートによると当該事情が確認できる。

また、G社は、同社の就業規則によると一般社員の労働時間は1日8時間、1か月の労働日数は20日又は21日である旨回答しており、短時間労働者に係る厚生年金保険の適用の要件である厚年法改正後の通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3に当たる1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数について、同社における1週の労働時間は不明であるものの、1か月の労働日数は15日から15.75日と算出でき、同社から提出された給与明細書及び上記賃金台帳により確認できる請求者の1か月の労働日数は、令和元年10月から令和2年8月までに給与が支払われたことが確認できる11か月のうち10か月が15.75日を超えていることが確認できるものの、当該給与明細書及び賃金台帳により確認できる1か月の労働時間数及び労働日数から算出できる1日当たりの平均労働時間が当該一般社員の労働時間である8時間の4分の3に当たる6時間を超える月は、当該11か月のうち2か月のみであることが確認できることから、請求者は、同社において短時間労働者に係る厚生年金保険被保険者の適用の要件を満たしていなかったことが認められる。

さらに、オンライン記録及びG社の回答から、同社は、適用拡大による被保険者資格要件の1つである常時501人以上の企業には該当しないと認められることから、請求期間⑦のうち令和元年9月13日から令和2年7月30日までの期間に、請求者は、同社において、被保険者資格を取得していなかったと認められる。

加えて、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者に係る令和2年7月31日以降のG社における加入記録は確認できず、同社は、請求者の勤務期間

は、令和元年9月13日から令和2年7月31日までであると回答している上、上記賃金台帳及び給与明細書によると、同年7月2日から同月30日まで出勤した分の給与が同年8月14日に支払われていることが確認できるものの、同年9月以降は給与が支払われていないことが確認でき、請求期間⑦のうち令和2年8月1日以降は厚生年金保険被保険者要件を満たしていたかどうか確認できない。

また、G社は、請求期間⑦に係る給与から保険料は控除していない旨回答しており、上記賃金台帳によると、令和元年10月から令和2年8月までに支払われた給与から社会保険料として雇用保険料のみが控除されており、保険料は控除されていないことが確認できる上、当該賃金台帳における令和元年10月から同年12月までの期間の社会保険料額、E社から提出された平成31年分給与所得に対する源泉徴収簿及びF社から提出された令和1年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料の合計額は、J市から提出された令和2年度（令和元年分）所得状況等について（回答）の社会保険料控除額に一致していることに加え、上記賃金台帳の令和2年1月から8月までの期間の社会保険料の合計額及びG社から提出された令和2年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額は一致していることから、請求期間⑦において保険料が控除されていたことが確認できない。

8 このほか、請求者の請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100046 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100032 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年8月1日から平成17年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年8月から平成17年2月までの標準報酬月額については、28万円を30万円とし、同年3月から同年7月までの標準報酬月額については、28万円を41万円とする。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月1日から平成17年8月1日まで

私は、平成16年8月にA社に入社し、3ヶ月間の試用期間終了後の同年11月から基本給が改定されたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額となっていない。

平成16年11月1日付けの辞令を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された給与計算の結果データである請求者に係る給与確認書類(以下「給与確認書類」という。)及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格の取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額(以下、併せて「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(平成16年8月から平成17年2月までは30万円、同年3月から同年7月までは41万円)は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額(28万円)より高額であることが確認できるところ、給与確認書類により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標

標準報酬月額 28 万円は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与確認書類により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、本来の報酬月額から、平成 16 年 8 月から平成 17 年 2 月までの標準報酬月額を 30 万円、同年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の請求期間に係る標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100057 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100033 号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA事業所における標準賞与額を、平成27年7月27日は16万2,000円、同年12月28日は15万6,000円、平成28年8月8日は16万5,000円、同年12月27日は15万7,000円、平成29年12月28日は9万3,000円、平成30年7月31日は6万円、同年12月28日は15万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④まで、⑥及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

請求期間⑤の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑥及び⑦の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年7月31日
⑦ 平成30年12月28日

私は、A事業所から請求期間①から⑦までの賞与の支払いを受けていたが、当

該賞与に係る年金記録がない。請求期間⑤については産休中のため当該賞与から保険料が控除されていないが、それ以外の賞与からは保険料が控除されていた。一部期間の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑦までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は16万2,000円、請求期間②は15万6,000円、請求期間③は16万5,000円、請求期間④は15万7,000円、請求期間⑥は6万円、請求期間⑦は15万3,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④まで、⑥及び⑦の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかつたものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めており、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑥及び⑦については、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑤について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、平成29年12月28日にA事業所から9万3,000円の賞与が支払われているが、当該賞与から保険料が控除されていることは確認できない。

しかしながら、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険産前産後休

業取得者申出書及びオンライン記録によると、平成 29 年 9 月 21 日から平成 30 年 1 月 2 日までの期間について、事業主は、請求者の産前産後休業の取得に係る申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 第 1 項において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間⑤の標準賞与額に係る保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

したがって、請求期間⑤に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び預金通帳で確認できる賞与額から 9 万 3,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100058 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100034 号

第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA事業所における標準賞与額を、平成27年7月27日は5,000円、同年12月28日は1万円、平成28年8月8日は13万1,000円、同年12月27日は13万5,000円、平成29年12月28日は10万円、平成30年12月28日は2万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和57年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年12月28日

私は、A事業所から請求期間①から⑥までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は5,000円、請求期間②は1万円、請求期間③は13万1,000円、請求期間④は13万5,000円、請求期間⑤は10万円、請求期間⑥は2万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥については、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100059 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100035 号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA事業所における標準賞与額を、平成27年7月27日は5,000円、同年12月28日は10万8,000円、平成28年8月8日は11万9,000円、同年12月27日は5万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書を提出するので、請求期間①から④までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及びB銀行から提出された預金取引明細表により、A事業所から請求者に対して請求期間①は5,000円、請求期間②は10万8,000円、請求期間③は11万9,000円、請求期間④は5万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかつたものの、過去に年金記録の訂正請求を行つた者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めてい上、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行つた者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100078 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100036 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成17年8月5日、標準賞与額を24万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成17年12月20日、標準賞与額を31万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成18年8月4日、標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月
③ 平成18年8月

私は、請求期間①、②及び③において、A事業所から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①、②及び③に係る賞与の記録がない。

以前、年金記録の訂正請求を行ったところ、請求期間①、②及び③について、記録の訂正は認められなかったが、その後、請求期間①、②及び③の賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)が見付かった。

賞与明細書を提出するので、請求期間①、②及び③の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間①、②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間①は24万1,000円、請求期間②は31万4,000円、請求期間③は24万2,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から提出された同僚の賃金台帳及び事業主の回答から、請求期間①は平成17年8月5日、請求期間②は同年12月20日、請求期間③は平成18年8月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100081 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100037 号

第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA事業所における標準賞与額を、平成27年7月27日は22万円、同年12月28日は25万6,000円、平成28年8月8日は22万3,000円、同年12月27日は25万7,000円、平成29年12月28日は26万円、平成30年7月31日は22万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成元年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年7月31日

私は、A事業所から請求期間①から⑥までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び貯金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び貯金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は22万円、請求期間②は25万6,000円、請求期間③は22万3,000円、請求期間④は25万7,000円、請求期間⑤は26万円、請求期間⑥は22万7,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかつたものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行つた者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めており、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行つた者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥については、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行つたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行つたとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100068 号

厚生局事案番号 : 東北(国) 第 2100003 号

第1 結論

昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料（以下「保険料」という。）を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私の母親が、請求期間に係る私の保険料を納付していたが、私の国民年金の記録には未納と記録されている。A銀行 B 支店で納付したことが確認できる請求期間に係る保険料の納付書・領収証書の写し（以下「領収証書」という。）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る請求期間の保険料は未納とされているが、請求者は、領収証書を提出し、請求期間の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、上記領収証書によると、請求期間の保険料は、A銀行 B 支店の領収印により、保険料の徴収権が時効により消滅した昭和 61 年 2 月 1 日の後の同月 3 日に納付されたことが確認できる。

また、請求者に係る請求期間の保険料は、これまで過誤納保険料として処理された形跡を確認することはできない。

さらに、A銀行並びに C 市及び請求者がその後に居住した D 市は、請求者に係る請求期間の保険料の納付を確認できる資料は保管していない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間の保険料を納付したのは、請求者の母親であると陳述しているところ、請求者の母親は既に亡くなっていることから、納付を行ったとする請求者の母親に保険料の納付状況等について確認することができない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間は保険料の納付済期間として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2100070 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2100038 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年11月15日から昭和56年10月26日まで

私は、A事業所(事業主はB氏、C市に所在)に勤務したことがあったが、同事業所における厚生年金保険被保険者の記録がない。私の同事業所における雇用保険の加入記録は昭和55年11月15日から昭和56年10月25日までとなっているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA事業所における被保険者期間は昭和55年11月15日から昭和56年10月25日までの期間であることから、請求者は、請求期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所が所在していたC市の事業所を管轄するD団体は、同事業所は平成28年3月18日に廃止されている旨回答しており、同事業所に係る土地及び建物の全部事項証明書(以下「不動産登記事項」という。)によると、相続により所有権が事業主から移転しており、事業主が亡くなっていることが確認できたため、相続人である事業主の親族に照会を行ったところ、同親族は同事業所に勤務していた者に係る資料については不詳と回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の納付並びに保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が事業主の妻として氏名を挙げた者は、不動産登記事項により事業主と同様に亡くなっていることが確認でき、請求者がA事業所のE業務として氏名

を挙げた者については、オンライン記録により氏名検索を行ったが特定することができないことから、請求者の勤務実態について確認することができない。

さらに、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない上、前述のとおり、同事業所は廃止され、事業主も亡くなっており、相続人である事業主の親族の回答からも同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間に係る保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者に係る請求期間当時の住所地であるC市は、請求期間に係る課税資料は保管していない旨回答していることから、請求期間の給与支給額及び保険料の控除について確認することができない。

また、C市から提出された国民年金番号交付簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 9 月 29 日に払い出され、昭和 55 年 8 月 9 日に国民年金被保険者資格を取得した記載が確認できることから、請求者は、請求期間内において国民年金の加入手続を行い、昭和 55 年 8 月 9 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる上、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。